

たつの市子ども・子育て会議委員の任期延長について

標記の件について、下記のとおり任期延長を提案するものです。

記

1 現状

たつの市子ども・子育て会議条例の第4条の規定により、委員の任期は2年とされており（現在の任期は、令和元年10月23日から令和3年10月22日まで）、団体から選出されている委員は人事異動により4月1日に交代することがあり、後任者が前任者の残任期間を引き継いでいる。

2 事務局案

人事異動が多い4月1日を任期開始日とする。そのため、現在の任期終了日を令和4年3月31日まで延長し、以後、任期開始日を4月1日、任期終了日をその2年後の3月31日とする。

現行	（当期）令和元年10月23日から令和3年10月22日まで
	（次期）令和3年10月23日から令和5年10月22日まで
改正案	（当期）令和元年10月23日から令和4年 3月31日まで
	（次期）令和4年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

●たつの市子ども・子育て会議条例

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。